

内閣府令・法務省令イメージ説明資料（案）

目次

第一条	（目的）	8
第二条	（定義）	8
第三条	（信託法の適用関係）	9
第四条	（分別管理の方法）	9
第五条	（前受託者が破産管財人に通知すべき事項）	10
第六条	（公益信託の併合に当たり明らかにすべき事項）	11
第七条	（債権者の異議に関する公告事項）	12
第八条	（吸収信託分割に当たり明らかにすべき事項）	13
第九条	（債権者の異議に関する公告事項）	16
第十条	（新規信託分割に当たり明らかにすべき事項）	17
第十一条	（債権者の異議に関する公告事項）	18
第十二条		19
第十三条	（電磁的記録の作成）	20
第十四条	（電磁的記録に記録された事項の提供の方法）	20
第十五条	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	20
第十六条	（検査役が提供する電磁的記録等）	20
第十七条	（会計慣行のしん酌）	21
第十八条	（公益信託に関する信託帳簿等の作成）	22
第十九条	（特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成）	22
第二十条		25
第二十一条	（資産の評価）	25
第二十二条	（負債の評価）	27
第二十三条	（のれんの評価）	27
第二十四条	（計算関係書類等）	29
第二十五条	（表示の原則）	29
第二十六条	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）	30
第二十七条	（追加情報の注記）	33
第二十八条	（効力発生日の貸借対照表）	33
第二十九条	（各信託事務年度に係る計算書類）	33

第三十条	(貸借対照表の区分)	34
第三十一条	(損益計算書の区分)	36
第三十二条	(附属明細書)	36
第三十三条		37
第三十四条	(総則)	38
第三十五条	(財産目録)	38
第三十六条	(清算開始時の貸借対照表)	39
第三十七条	(各清算事務年度に係る貸借対照表)	39
第三十八条	(各清算事務年度に係る事務報告)	40

公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令（令和七年内閣府令・法務省令第 号）

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法（平成十八年法律第百八号）第三十四条第一項第三号、第三十七条（第三項を除く。）、第三十八条第一項第二号及び第六項第二号、第四十七条第二項、第四項及び第五項、第五十九条第二項、第一百五十一条第一項第五号、第一百五十二条第二項第三号、第一百五十五条第一項第七号、第一百五十六条第二項第三号、第一百五十九条第一項第七号、第一百六十条第二項第三号、第二百十六条第二項第六号、第二百二十二条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで並びに第二百七十条第一項第三号の規定に基づき、公益信託に関する信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令を次のように定める。

## 1. 全体の構成

公益信託法は、公益信託認可の手續、認可基準や公益信託事務を処理するに当たって遵守事項等を「内閣府令」に委任している。これらは、概ね公益法人認定法における「内閣府令」への委任に準じたものであり、この委任に基づき公益信託法施行規則を定めることを予定している。公益認定等委員会が審査や監督を行う拠り所となる手續、認可基準、遵守事項等に係る事項は、その制定・改廃に当たっては公益認定等委員会への諮問が必要とされている。

また、公益信託法は、信託法の特別法にあたり、公益信託については、公益信託法第33条等に規定する適用除外規定を除き、必要な読み替えを行ったうえで信託法が適用される。その際に、信託法において「法務省令」に委任している事項（公益信託にも適用がある規律（信託法第34条第1項第3号ほか）に限る。）については公益信託法第33条第3条による読替えにより、「内閣府令・法務省令」に委任されている。

信託法の委任に基づき、①「信託法施行規則」及び②「信託計算規則」が定められており、公益信託法において読み替えた内閣府令・法務省令においても、①・②両方に相当する規定を置く必要がある。

①については、分別管理の方法、信託の併合等に当たり明らかにすべき事項、電磁的記録等が主な内容であり、**公益信託の特性（「名称」が必須であり、認可・監督を行う行政庁があること、各種資料の作成・備置等が義務付けられていることなど）を勘案しつつ、基本的に信託法施行規則に準じた規定を設けることとする。**

②については、一般の信託における信託帳簿の作成等に触れつつも、主に限定責任信託（受託者が信託に関して負担する債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託）の計算について規定している。公益信託の計算については、後述2(2)等の理由から、限定責任信託の規律を参考に、規定することが望ましいと考えられる。

そこで、公益信託法第33条第3項で読替えて適用する信託法において内閣府令・法務省令に委任することとされた事項について、当該委任に基づき、本命令を規定するものである。

具体的には、第4条から第16条までは信託法施行規則に相当する規律、第17条以降については、信託計算規則に相当する規律を定めている。

## 2. 第 17 条以降（信託計算規則部分）の構成

### (1) 信託計算規則の構成

第 17 条以降については(1)のとおり、信託法において法務省令に委任している事項について定める信託計算規則に相当する規定を設けている。

信託計算規則では、信託を 3 つの類型（①一般の信託、②信託計算規則第 5 条第 1 項に規定する信託、③限定責任信託）に区分けし、それぞれに応じて作成すべき書類を定めている。

#### ①一般の信託

信託計算規則第 4 条で信託法第 37 条第 1 項、第 2 項の委任に基づき、信託帳簿及び財産状況開示資料について定めているが、帳簿については、「一の書面その他の資料として作成することを要せず、他の目的で作成された書類又は電磁的記録」と、財産状況開示資料については、ア) 信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものでなければならない、イ) 信託帳簿に基づいて作成しなければならないとされるに留まる。これは、一般の私益信託において、受託者は、受益者（多くの場合委託者＝受益者）の利益のために財産を管理し、処分するものであり、信託財産に係る財産の概況を示す資料としてどの程度のもので作成するのが適当であるかは、信託当事者の合意によって定められた信託行為の趣旨を斟酌し、これに準拠すべきであることによる。

#### ②信託計算規則第 5 条第 1 項に規定する信託

②に該当する信託としては、

ア) 当該信託の受益権（二以上の受益権がある場合にあっては、そのすべての受益権）について法第九十三条第一項ただし書の規定の適用がなく、かつ、当該受益権について譲渡の制限がないこと、

イ) 第三者の同意又は承諾を得ることなく信託財産に属する財産のうち主要なものの売却若しくは信託財産に属する財産の全部若しくは大部分の売却又はこれらに準ずる行為を行う権限を当該信託の受託者が信託行為によって有していることとされている。

ア) については、当該信託の受益権について譲渡性があることから、イ) については、信託財産に属する財産について大量の取引が行われることが想定されることから、限定責任信託において作成することとされている会計帳簿及び計算書類を受託者が作成すべき会計帳簿及び計算書類として定めている。

#### ③限定責任信託

限定責任信託では、信託法第 222 条において、同法第 37 条の帳簿等の作成についての特例を規定しており、限定責任信託の受託者は会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、信託概況報告及びこれらの附属明細書を作成しなければならないこととされている。これは、限定責任信託においては、信託債権者の責任財産は信託財産に属する財産に限定されることから、受託者と取引関係に入ろうとする第三者を保護する観点から講じられている措置の一つで

ある。

会計帳簿に関して、資産の評価については、原則取得価格によることとされ、取得原価主義が採用されている。そして償却資産についての相当の償却についての規定、強制評価減・減損損失についての規定、貸倒引当金の設定に関する規定、償却原価法に関する規定、低価法・時価法に関する規定が設けられる等、会社における資産の評価と同様とされている。負債については、原則として債務額を付すものとされている。

計算書類等に関して、貸借対照表の表示では資産、負債、純資産に分けることのみを規定している。損益計算書の表示については、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならないとしている。

信託概況報告は会社における事業報告に相当し、当該限定責任信託の状況に関する重要な事項をその内容とするものとして作成する必要がある。

## (2) 公益信託における計算等について

公益信託においては、受託者による適切な財務報告により、①信託法が要請する受託者の委託者に対する受託責任の履行、信託財産の分別管理義務（信託法第 34 条）の担保、②信託管理人による監督、③その他のステークホルダー（寄附者、公益事務の対象者（受給者等）、国民、行政庁）のニーズに対応して財務情報を開示していくことが求められる。

上記のニーズへの対応に加え、公益信託の受託者には信託財産に係る財務規律の遵守が要請されているところ、財務規律への適応状況の確認については、計算に当たっての恣意的な判断を極力排除すべきものであり、信託当事者が定めた信託行為に即したルールで計算することは適切ではない。したがって、公益信託の計算等については、資産・負債の評価等、様々なステークホルダーに利用されることを前提としたルールに従って行われる必要がある。結果として、当該公益信託が限定責任信託でない場合であっても、信託行為の趣旨に照らして柔軟な計算等を認めるという一般の信託についての信託計算規則の規定を適用することよりも、限定責任信託についての規定を参考とした規定を適用することが望ましいと考えられる。

ただし、公益信託については、①多様な者が受託者となり得ること、②様々な経済行為を行うことが想定される公益法人と比べ、信託の場合には、固有の事務所や職員を持たない信託も多いと考えられ、複雑な会計処理が不要なものも多いと考えられること、③法人の経営判断により機動的に事業展開を行うことが想定される公益法人と比べ、信託行為に定められた事務を行う公益信託（信託行為の変更には、原則として行政庁の認可が必要）においては、取引の種類等が大きく変化しないものも多いと考えられること、などを踏まえ、必要な情報開示を担保しつつも、公益信託事務の内容等に応じて、より簡素な形で財務情報の開示を行うことができるようにすることが適切と考えられる。

## (3) 第 17 条以降の規定について

上記(2)を踏まえ、合同命令においては、公益信託について基本的に信託計算規則の限定責任信託に関する計算の規定と同様の規律が適用されることとし、信託計算規則の規定のう

ち、公益信託では適用除外となる受益者、受益債権、受益証券に関する規定については規定を設けないこととするほか、公益信託法の財務規律の適用の観点等から必要な見直しをしている。

ただし、特定資産公益信託については、金銭以外の寄附の受入れ及び金銭以外の方法での支出を予定しておらず、また、信託財産についても金銭、国債等に限られること、財務規律の適用を受けないことから、より簡素な形での財務情報の開示を認めることとする。

### 第 17 条以降の整理

内容	信託計算規則			合同命令の方針	
	一般の信託	条項	限定責任信託	条項	公益信託
帳簿等	信託帳簿は、一の書面その他の資料として作成することを要せず、他の目的で作成された書類又は電磁的記録をもって信託帳簿とすることができる。 ・信託帳簿の作成に当たっては、信託行為の趣旨をしん酌しなければならない。	4②、⑥	・会計帳簿の作成については、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この節に定めるところによる。 ・会計帳簿の作成は、書面又は電磁的記録をもってしなければならない。	6①、②	・公益信託(特定資産公益信託を除く。)については、信託計算規則の限定責任信託の規律を適用する。 ・特定資産公益信託については、 <b>信託帳簿について明確化する。</b>
			資産の評価	7	同左
			負債の評価	8	同左
			のれんの評価	9	同左
			当初拠出財産の評価	10	<b>規定せず。</b>
	金銭以外の信託財産に属する財産を受益者に給付する場合の評価	11	<b>規定せず。</b>		
財産状況開示資料等	・財産状況開示資料は、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものでなければならない。 ・財産状況開示資料は、信託帳簿に基づいて作成しなければならない。 ・財産状況開示資料の作成に当たっては、信託行為の趣旨をしん酌しなければならない。	4④～⑥	・作成すべきものについては、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この節に定めるところによる。 ・法務省令で定める書類又は電磁的記録は、貸借対照表、損益計算書(損益計算書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。)及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書(附属明細書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。)とする。 ・前項に規定する書類又は電磁的記録は、信託事務年度の経過後、三月以	12	・公益信託(特定資産公益信託を除く。)については、信託計算規則の限定責任信託の規律を適用する。 ・特定資産公益信託については、財産目録・収支決算書を作成することで可とする。ただし、財産状況開示資料については、信託概況報告の作成を追加で要請するとともに、清算時の規定については、限定責任信託の清算中の信託の特例を適用する。

		内に作成しなければならない。		
		表示の原則	13	同左
		重要な会計方針に係る事項に関する注記	14	同左
		追加情報の追記	15	同左
		効力発生日の貸借対照表	16	空振り
		各信託事務年度に係る計算書類	17	同左
		貸借対照表の区分	18	純資産区分について追加。
		受益債権に係る債務の額の計上の禁止	19	空振り
		給付可能額の注記	20	空振り
		損益計算書	21	費用区分について追加。
		附属明細書	22	同左
		信託概況報告	23	同左
		給付可能額の算定方法	24	空振り
清算時		清算中の信託の特例	25～29	同左
会計監査		受益証券発行限定責任信託の会計監査	30～33	空振り

## 第一条 (目的)

(目的)

第一条 この命令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号。以下「法」という。）第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法（平成十八年法律第百八号）第三十四条第一項第三号、第三十七条（第三項を除く。）、第三十八条第一項第二号及び第六項第二号、第四十七条第二項、第四項及び第五項、第五十九条第二項、第一百五十一条第一項第五号、第一百五十二条第二項第三号、第一百五十五条第一項第七号、第一百五十六条第二項第三号、第五十九条第一項第七号、第一百六十条第二項第三号、第二百十六条第二項第六号、第二百二十二条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで並びに第二百七十条第一項第三号の委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

### 1. 本条の内容

この内閣府令・法務省令は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下、公益信託法という。）で読み替えて適用する信託法（平成18年法律第108号。以下信託法という。）において、本来、法務省令に委任する規定のうち、公益信託法第33条第3項によって「内閣府令・法務省令」に委任するものと読み替えられた規定その他必要な事項について、信託法施行規則（平成19年法務省令第41号）及び信託計算規則（平成19年法務省令第42号）を参考に定めるものである。

## 第二条 (定義)

(定義)

第二条 この命令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機により情報処理の用に供されるものであって、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものをいう。【P】

二 財産状況開示資料等 次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

イ 限定責任信託以外の公益信託 信託法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録

ロ 限定責任信託である公益信託（以下「限定責任公益信託」という。） 同法第二百二十二条第四項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録

### 1. 本条の内容

本条は、この命令で使用する用語の意義を示すものである。

### 第三条 (信託法の適用関係)

(信託法の適用関係)

第三条 この命令において、信託法の規定を引用する場合における当該規定については、法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものにあつては、当該読み替えて適用するものとされた規定をいうものとする。

#### 1. 本条の内容

本条は、信託法の規定を引用する場合について、公益信託法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものは、読替後の規定をいうものとすることを定めている。

### 第四条 (分別管理の方法)

(分別管理の方法)

第四条 信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める財産は、他の法令の規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされているもの（同法第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産を除く。）とする。

2 信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法とする。

#### 1. 本条の内容

本条は、受託者による信託財産と固有財産の分別管理を要請する信託法第34条第1項の規定において、第3号の委任に基づき、信託法施行規則第4条と同様に、

(1) 財産の区分については、他の法令の規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされているもの（同法第14条の信託の登記又は登録をすることができる財産を除く。）とし、

(2) 分別管理の方法については、他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法

と定めるものである。

## 第五条（前受託者が破産管財人に通知すべき事項）

（前受託者が破産管財人に通知すべき事項）

第五条 信託法第五十九条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信託財産に属する財産の内容及び所在
- 二 信託財産責任負担債務の内容
- 三 公益信託に係る信託行為の内容

### 1. 本条の内容

本条は、信託法第 56 条第 1 項第 3 号に掲げる事由（受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。）により受託者の任務が終了した場合において、前受託者の破産管財人が信託財産について、それが信託財産であることを知らず処分してしまうことがないように必要な情報を前受託者が破産管財人に通知する信託法第 59 条第 2 項の規定の委任に基づき、前受託者が破産管財人に対して通知しなければならない事項を規定している。

信託法施行規則第 5 条第 3 号では、「知れている受益者及び法第 182 条第 1 項第 2 号に規定する帰属権利者の氏名又は名称及び住所」を規定しているが、公益信託は受益者の定めのない信託であることから、受益者についての規定は空振りとなり、また帰属権利者については、公益信託法第 4 条第 2 項第 3 号で信託行為に定める事項として規定されていることから、公益信託に係る信託行為の内容で足りる（第 3 号に定める公益信託に係る信託行為の内容には帰属権利者に関する事項が含まれる）と考えられる。

## 第六条 (公益信託の併合に当たり明らかにすべき事項)

(公益信託の併合に当たり明らかにすべき事項)

第六条 信託法第一百五十一条第一項第五号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 公益信託に係る信託の併合（以下「公益信託の併合」という。）をする他の信託についての次に掲げる事項その他の当該他の信託を特定するために必要な事項

イ 公益信託の名称及び行政庁

ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ 信託の年月日

二 公益信託の併合をする他の公益信託の信託行為の内容

三 公益信託の併合をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）

イ 第二条第二号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨

ロ 第二条第二号ロに定める書類又は電磁的記録 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容

四 公益信託の併合をする各信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 公益信託の併合をする理由

### 1. 本条の内容

本条は、信託法第151条第1項において、信託の併合の際に明らかにしなければならない事項について同項第5号の委任に基づき、規定している。明らかにしなければならない事項について、本条第1号は信託の併合をする他の公益信託を特定するために必要な事項、第2号は信託の併合をする他の公益信託の信託行為の内容、第3号は信託の併合をする各信託の財産状況開示資料等の内容、第4項は公益信託の併合をする各信託について、財産状況開示資料等を作成した後に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容、第5号は信託の併合をする理由としている。

第1号の「信託の併合をする他の公益信託を特定するために必要な事項」については、信託法施行規則第12条を参考としつつも、公益信託は他の信託と異なり、名称が付せられ、所管する行政庁が存在することから、名称及び行政庁についても明らかにしなければならない事項として規定している。それに伴い、信託法施行規則第12条で定める「限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地」は削除している（以下、第11条まで同じ。）。

信託法第151条第1項第3号の規定は受益者に関する規定であり、公益信託について適用除外となることから、信託法施行規則第12条を参考としつつ、同条第3号、第4号の規定

は除外している。

## 第七条 (債権者の異議に関する公告事項)

(債権者の異議に関する公告事項)

第七条 信託法第百五十二条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 公益信託の併合をする各信託についての次に掲げる事項その他の当該公益信託の併合をする各公益信託を特定するために必要な事項

イ 公益信託の名称及び行政庁

ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ 信託の年月日

二 前条第三号に掲げる事項(信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

三 前条第四号に掲げる事項(信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

四 公益信託の併合が効力を生ずる日以後における公益信託の併合後の公益信託の信託財産責任負担債務(公益信託に係る信託の併合をする他の公益信託の信託財産責任負担債務であったものを除く。)の履行の見込みに関する事項(信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

### 1. 本条の内容

本条は、信託法第152条第2項において、信託の併合に当たり、債権者による異議申立てのため、必要な事項として同項第3号の委任に基づき、受託者が公告する事項を規定している。公告すべき事項について、公益信託以外の信託と公益信託で差異はなく、信託法施行規則第13条と同様の規定を設けるものである。

なお、第2号、第3号の「債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法」とは、受託者の住所等に備え置いて閲覧に供することやインターネット上のホームページに載せること等が考えられる。財産状況開示資料等については、行政庁により公表されている財産目録等も当該措置に該当すると考えられる。

## 第八条 (吸収信託分割に当たり明らかにすべき事項)

(吸収信託分割に当たり明らかにすべき事項)

第八条 信託法第一百五十五条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収信託分割をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項

イ 公益信託の名称及び行政庁

ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ 信託の年月日

二 吸収信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容

三 吸収信託分割に際して、承継信託（法二十二条第三項に規定する承継信託をいう。以下この条及び次条において同じ。）に属する財産を分割信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四 前号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定め相当性の相当性に関する事項

五 吸収信託分割をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）

イ 第二条第二号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨

ロ 第二条第二号ロに定める書類又は電磁的記録 同法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容

六 吸収信託分割をする各公益信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

七 吸収信託分割をする理由

### 1. 本条の内容

本条は、信託法第155条第1項において、吸収信託分割の際に明らかにしなければならない事項について同項第7号の委任に基づき、規定している。同項第3号の規定は受益者に関する規定であり、公益信託について適用除外となることから、信託法施行規則第14条を参考としつつ、同条第3号、第4号の規定は除外している。

### ○信託法

(定義)

第二条 (略)

2～10 (略)

11 この法律において「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある

信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいい、「信託の分割」とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいう。

(関係当事者の合意等)

第百五十五条 吸収信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 吸収信託分割後の信託行為の内容

二 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三 吸収信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額

四 吸収信託分割がその効力を生ずる日

五 移転する財産の内容

六 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託（以下この款において「分割信託」という。）の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託（以下「承継信託」という。）の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項

七 その他【内閣府令・法務省令】で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、吸収信託分割は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによってすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び【信託管理人】に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び【信託管理人】の合意

二 【信託の目的達成のために必要であること】が明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

3 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び【信託管理人】に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、【信託管理人】に対し」とする

## ○信託法

(定義)

第二条 (略)

2～10 (略)

11 この法律において「吸収信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、「新規信託分割」とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転するこ

とをいい、「信託の分割」とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいう。

(関係当事者の合意等)

第百五十五条 吸収信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 吸収信託分割後の信託行為の内容
- 二 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
- 三 吸収信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額
- 四 吸収信託分割がその効力を生ずる日
- 五 移転する財産の内容
- 六 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託（以下この款において「分割信託」という。）の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託（以下「承継信託」という。）の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項
- 七 その他【内閣府令・法務省令】で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、吸収信託分割は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによってすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び【信託管理人】に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び【信託管理人】の合意
- 二 【信託の目的達成のために必要であること】が明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

3 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び【信託管理人】に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、【信託管理人】に対し」とする

## 公益信託法第22条

3 公益信託においては、吸収信託分割にあつては分割信託（信託法第百五十五条第一項第六号に規定する分割信託をいう。）及び承継信託（同号に規定する承継信託をいう。）の目的が類似する場合に限り、新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託の目的が類似する場合に限り、することができる。

## 第九条 (債権者の異議に関する公告事項)

(債権者の異議に関する公告事項)

第九条 信託法第一百五十六条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 吸収信託分割をする各公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項

イ 公益信託の名称及び行政庁

ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ 信託の年月日

二 前条第五号に掲げる事項(信託法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

三 前条第六号に掲げる事項(信託法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

四 当該公益信託が分割信託である場合には、吸収信託分割が効力を生ずる日以後における分割信託の信託財産責任負担債務及び承継信託の信託財産責任負担債務(吸収信託分割により承継信託の信託財産責任負担債務となるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(信託法第一百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

五 当該公益信託が承継信託である場合には、吸収信託分割が効力を生ずる日以後における承継信託の信託財産責任負担債務(信託法第一百五十六条第一項の規定により吸収信託分割に異議を述べることができる債権者に対して負担するものに限る。)の履行の見込みに関する事項(同項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

### 1. 本条の内容

本条は、信託法第156条第2項において、吸収信託分割に当たり、債権者による異議申立てのため、必要な事項として同項第3号の委任に基づき、受託者が公告する事項を規定している。公告すべき事項について、公益信託以外の信託と公益信託で差異はなく、信託法施行規則第15条と同様の規定を設けるものである。

なお、第2号、第3号の「債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法」とは、受託者の住所等に備え置いて閲覧に供することやインターネット上のホームページに載せること等が考えられる。財産状況開示資料等については、行政庁により公表されている財産目録等も当該措置に該当すると考えられる。

## 第十条 (新規信託分割に当たり明らかにすべき事項)

(新規信託分割に当たり明らかにすべき事項)

第十条 信託法第百五十九条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 二以上の公益信託により新規信託分割が行われるときは、当該新規信託分割をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該他の公益信託を特定するために必要な事項

イ 公益信託の名称及び行政庁

ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ 信託の年月日

二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容

三 従前の公益信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる書類又は電磁的記録の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）

イ 第二条第二号イに定める書類又は電磁的記録 当該書類又は電磁的記録を作成すべき時期が到来していない旨

ロ 第二条第二号ロに定める書類又は電磁的記録 同法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容

四 従前の公益信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

五 新規信託分割をする理由

### 1. 本条の内容

本条は、信託法第159条第1項において、新規信託分割の際に明らかにしなければならない事項について同項第7号の委任に基づき、規定している。同項第3号の規定は受益者に関する規定であり、公益信託について適用除外となることから、信託法施行規則第16条を参考としつつ、同条第3号、第4号の規定は除外している。

## 第十一条 (債権者の異議に関する公告事項)

(債権者の異議に関する公告事項)

第十一条 信託法第百六十条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 従前の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該従前の公益信託を特定するために必要な事項

イ 公益信託の名称及び行政庁

ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ 信託の年月日

二 前条第三号に掲げる事項(信託法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

三 前条第四号に掲げる事項(信託法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

四 新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の公益信託の信託財産責任負担債務及び新たな公益信託の信託財産責任負担債務(当該従前の公益信託の信託財産責任負担債務のうち、新規信託分割により新たな公益信託の信託財産責任負担債務となったものに限る。)の履行の見込みに関する事項(信託法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法)

### 1. 本条の内容

本条は、信託法第160条第2項において、新規信託分割に当たり、債権者による異議申立てのため、必要な事項として同項第3号の委任に基づき、受託者が公告する事項を規定している。公告すべき事項について、公益信託以外の信託と公益信託で差異はなく、信託法施行規則第16条と同様の規定を設けるものである。

なお、第2号、第3号の「債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることの方法」とは、受託者の住所等に備え置いて閲覧に供することやインターネット上のホームページに載せること等が考えられる。財産状況開示資料等については、行政庁により公表されている財産目録等も当該措置に該当すると考えられる。

## 第十二条

### 第四章 限定責任信託の特例

第十二条 信託法第二百十六條第二項第六号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、信託事務年度とする。

#### 1. 本条の内容

本条は、信託法第 216 条第 2 項第 5 号委任に基づき、限定責任信託の信託行為において定めなければならない事項を定めている。

信託事務年度は会社法の会社や一般社団財団法人法の一般法人における事業年度に相当する概念であり、信託の計算を行うために区切った期間である。通常の公益信託でも、公益信託法施行規則第 A 条において信託行為に定める事項としているが、限定責任信託である公益信託についても確認的に本条で規定するものである。

### 第十三条 （電磁的記録の作成）

（電磁的記録の作成）

第十三条 信託法第三十七条第四項本文、第五項若しくは第六項本文又は第二百二十二条第六項本文、第七項若しくは第八項本文に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取る方法とする。

### 第十四条 （電磁的記録に記録された事項の提供の方法）

（電磁的記録に記録された事項の提供の方法）

第十四条 信託法第三十七条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）若しくは第六項ただし書又は第二百二十二条第六項ただし書（同条第七項後段において準用する場合を含む。）若しくは第八項ただし書（第二号においてこれらの規定を「提供規定」と総称する。）に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、電磁的方法（信託法施行規則第三十条第一項及び第二項に規定する方法をいう。**第十六条第二項**において同じ。）のうち、次に掲げる方法のいずれかとする。

- 一 公益信託に係る信託行為に定めた方法
- 二 提供規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めた方法

### 第十五条 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 信託法第三十八条第一項第二号
- 二 信託法第三十八条第六項第二号

### 第十六条 （検査役が提供する電磁的記録等）

（検査役が提供する電磁的記録等）

第十六条 信託法第四十七条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び同法第四十七条第二項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

2 信託法第四十七条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、同項の規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

#### 1. 第13条から第16条までの規定について

第13条から第16条までは信託法に規定する電磁的記録に関する規定について、信託法施行規則を参考に同様の規定を設けるものである。

(第六章 計算)

(第一節 会計慣行のしん酌)

## 第十七条

第十七条 この章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

### 1. 本条の概要

本条以降は、合同命令のうち、信託計算規則に係る規定を定めており、本条では、信託計算規則第3条を参考に本条以降の用語の解釈及び規定の適用について定めている。

### 2. 内容

公益信託については、公益法人における公益法人会計基準のように体系的な基準を設けることを現状想定しておらず、公益信託の会計処理に関して一定のルールを示す方向で検討が進められている。そのような中で、この合同命令において、以下用いる用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌することを求めるものである。

(第二節 信託帳簿及び財産状況開示資料の作成)

## 第十八条 (公益信託に関する信託帳簿等の作成)

(公益信託に関する信託帳簿等の作成)

第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による公益信託に関する信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。）及び信託法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。）については、**次条第一項の規定を適用する場合を除き**、信託法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき財産状況開示資料とする。

2 前項の公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料の作成は、次節（**第二十八条を除く。**）の規定に従って行わなければならない。

### 1. 本条の内容

本条は、公益信託の受託者が作成するべき信託帳簿及び財産状況開示資料並びに信託概況報告について、限定責任信託の会計帳簿等と同じ扱いをする旨を規定している。

## 第十九条 (特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成)

(特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成)

第十九条 特定資産公益信託（**限定責任公益信託であるものを除く。以下この条において同じ。**）に関する公益信託の信託帳簿の作成及び公益信託の財産状況開示資料の書類又は電磁的記録の作成については、この条に定めるところによりすることができる。

2 公益信託の信託帳簿は、**全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿その他の必要な帳簿とする。**

3 公益信託の財産状況開示資料は、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにする収支決算書並びに**法第二十条第二項第一号に規定する財産目録**（以下この条において「特定資産公益信託の計算書類」という。）及び信託概況報告でなければならない。

4 特定資産公益信託の計算書類は、信託帳簿に基づいて作成しなければならない。

5 信託概況報告は、当該公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、特定資産公益信託の計算書類の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。

6 第一項から前項までの規定にかかわらず、信託法第三十七条第二項の規定により特定資産公益信託の清算受託者（信託法第一百七十七条に規定する清算受託者をいう。以下同じ。）が作成すべきものについては、**第三十四条、第三十五条、第三十七条第一項及び第三十八条の規定を準用する。**この場合において、**第三十五条第二項中、「会計帳簿」とあるのは「信託帳簿」と、第三十七条第一項中、「貸借対照表を、会計帳簿」とあるのは「財産目録を、信託帳簿」と読み替えるものとする。**

### 1. 本条の概要

本条は、特定資産公益信託の受託者が作成すべき信託帳簿及び財産状況開示資料並びに信託概況報告について規定している。

## 2. 内容

### 第2項

信託法第37条第1項を受けて、特定資産公益信託の受託者は、公益信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするために、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成する必要がある。この信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録については、信託計算規則第4条第2項では信託事務の内容によって求められる内容が異なり得ることを踏まえ、一の書面その他の資料として作成することを要せず、他の目的で作成された書類又は電磁的記録であっても構わないこととされているものの、公益信託においては、財産目録等の一部として公表されることを踏まえ、当該書類が帳簿として作成されたものが明らかである必要があり、内容については、**全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（仕訳帳）、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（総勘定元帳）その他の必要な帳簿（信託行為の内容に応じて追加されるもの）とする。**仕訳帳は、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載するものであり、総勘定元帳は、その勘定ごとに、記載の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載するものとなる。ここでの、「借方及び貸方に仕訳する」とは、現金の支出、収入に仕訳する方法等も考えられる。また、公益信託法における財産目録等として受託者が行政庁に提出することとなる信託帳簿については、計算書類の適正性を担保するものであることが求められ、具体的に全ての取引が適正に記録された帳簿があれば足りると考えられる。ただし、信託管理人の監督及び行政庁による立入検査においては、受託者が作成した他の帳簿があれば、それらも監督の対象となる。

### 第3項・第4項

特定資産公益信託における信託法第37条第2項の委任による書類又は電磁的記録については、現行制度における信託計算規則第4条を参考に、財産状況開示資料について、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにするものであって、信託帳簿に基づいて作成しなければならないとする。

### 第5項（信託概況報告）

信託概況報告は信託計算規則においては、限定責任信託について作成を義務付けるものであるが、公益信託では、限定責任信託でない公益信託についても信託概況報告の作成を要請する。

### 第6項（清算中の信託の特例の準用）

信託計算規則においては、限定責任信託でない信託についての清算中の信託の特例は設けていないが、公益信託については特定資産公益信託であっても、残余財産が適切に帰属権利者に帰属することをフォローする必要があり、限定責任信託における清算中の信託の特例を特定資産公益信託についても適用するものである。

○所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）

（取引に関する帳簿及び記載事項）

第五十八条 青色申告者は、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、財務大臣の定める取引に関する事項を記載しなければならない。

(第三節 限定責任信託の計算)

(第一款 会計帳簿)

(第一目 総則)

## 第二十条

第二十条 信託法第二百二十二条第二項の規定による会計帳簿の作成については、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この款に定めるところによる。

2 会計帳簿の作成は、書面又は電磁的記録をもってしなければならない。

### 1. 本条の内容

本条以降は、限定責任信託である公益信託の会計帳簿の作成について定めるものである。なお、第18条により、特定資産公益信託以外の公益信託であって限定責任の定めがない公益信託の信託帳簿についても、本条以降の規定が適用される構成となっている。

「会計帳簿」は、一般的には公益信託事務の処理について生じる一切の取引を継続的かつ組織的に記録する帳簿である主要簿（日記帳・仕訳帳・総勘定元帳等）と補助簿（現金出納帳等）であると考えられる。

公益信託法における財産目録等として受託者が行政庁に提出し、行政庁において公表することとなる帳簿については、計算書類の適正性を担保するものであれば足り、具体的には主要簿とされる帳簿が該当する。一方で、主要簿を適正に作成するためには、各種補助簿の作成は不可欠であり、補助簿の存在は、主要簿の作成の当然の前提と言える。補助簿については、行政庁への提出や公表の対象とはしないが、信託管理人及び行政庁による監督においては、必要に応じ、補助簿についてもチェックできることが求められる。

(第二目 資産及び負債)

## 第二十一条 (資産の評価)

(資産の評価)

第二十一条 資産については、この命令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2 償却すべき資産については、信託事務年度の末日（信託事務年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条及び次条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、信託事務年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 信託事務年度の末日における時価

二 信託事務年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、信託事務年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

- 5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。
- 6 次に掲げる資産については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。
  - 一 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
  - 二 前号に掲げる資産のほか、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産

## 1. 本条の内容

本条は、会計帳簿における資産の評価について規定している。信託計算規則を参考に、一般社団財団規則と同様、資産については、第1項において取得価格を付することを前提とし、第2項以降で例外として償却（第2項）、強制評価減・現存損失（第3項）、貸倒引当金（第4項）、償却原価法（第5項）、低価法等（第6項）について規定している。

### ○一般社団・財団法規則

#### （資産の評価）

- 第二十三条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。
- 2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この款において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。
  - 3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
    - 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
    - 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額
  - 4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。
  - 5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。
  - 6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。
    - 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
    - 二 前号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産

## 第二十二條 （負債の評価）

### （負債の評価）

第二十二條 負債については、この命令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該信託事務年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

二 前号に掲げる負債のほか、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な負債

### 1. 本条の内容

本条は、会計帳簿における負債の評価について規定している。信託計算規則を参考に、一般社団財団規則と同様、負債については、第1項において債務額を付すことを前提とし、第2項では、例外として、引当金（第1号）及び信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な負債（第2号）についての規定を設けている。

## ○一般社団・財団法規則

### （負債の評価）

第二十四條 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な負債

## 第二十三條 （のれんの評価）

### （のれんの評価）

第二十三條 のれんは、次に掲げる場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

一 有償で譲り受けた場合

二 公益信託の併合又は公益信託の分割により取得した場合

三 前二号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場

合において、適正なのれんを計上するとき。

#### 1. 本条の内容

本条は、会計帳簿におけるのれんの計上について定めている。第1号及び第2号については、一般社団財団規則と同様の規定であり、第3号の「のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合」であるかは、会計の基準その他の会計慣行により判断することとなる。

#### ○一般社団・財団法規則

(のれんの評価)

第二十五条 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

(第二款 計算関係書類等)

(第一目 総則)

## 第二十四条 (計算関係書類等)

(計算関係書類等)

**第二十四条** 信託法第二百二十二条第三項及び第四項の規定により作成すべきものについては、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この款に定めるところによる。

2 信託法第二百二十二条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める書類又は電磁的記録は、貸借対照表、損益計算書（損益計算書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）、信託概況報告並びにこれらの附属明細書（附属明細書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）とする。

3 前項に規定する書類又は電磁的記録は、信託事務年度の経過後、三月以内に作成しなければならない。

### 1. 本条の内容

本以降は、限定責任信託の計算書類等の作成について定めるものである。なお、第18条により、特定資産公益信託以外の公益信託であって限定責任の定めがない公益信託の計算書類等についても、本条以降の規定が適用される構成としている。

## 第二十五条 (表示の原則)

(表示の原則)

**第二十五条** 信託法第三十七条第二項及び第二百二十二条第三項並びに第四項の規定により作成すべきもの（信託概況報告及びその附属明細書を除く。）に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

### 1. 本条の内容

本条は、貸借対照表並びに損益計算書及びそれらの附属明細書を作成するに当たって、表示する金額の単位について定めるものであり、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする規定は一般社団・財団法規則第27条と同様である。

### ○一般社団・財団法規則

(金額の表示の単位)

第二十七条 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

## 第二十六条 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

**第二十六条** 貸借対照表又は損益計算書（以下「計算書類」という。）には、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しなければならない。

一 資産の評価基準及び評価方法

二 固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上基準

四 収益及び費用の計上基準

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）をも注記しなければならない。

一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したときは、その内容

### 1. 本条の内容

本条は、計算書類について、計算書類作成のために採用している会計方針について注記することを要請している。

一般社団財団規則においては、注記についての規定がないものの、公益法人については、公益法人会計基準において、重要な会計方針に係る事項に関する注記を要請している。そのため、本条においては、信託計算規則並びの規定を設けることとする。

### ○公益法人会計基準

#### 第6. 注記

66. 公益法人の財務諸表は、情報利用者にとって分かりやすい形で財務諸表本体を作成するとともに、情報利用者のニーズに応えるため、注記に詳細な情報を含める。

67. 財務諸表の注記は以下のように行う。

(1) 公益法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項を注記する。

(2) 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載する。その他第68項(2)・(3)、第74項から第76項の注記事項については、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。該当事項がない場合は、注記の見出しを設けた上で該当事項がない旨を記載する必要はなく、見出しごと省略できる。

(3) 固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項の注記は、次のものがある。

- ・重要性にかかわらず記載する事項
- ・注記すべき事項が発生した場合に記載する事項

- ・項目に重要性がある場合に記載する事項

#### 重要な会計方針等の注記

68. 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- (2) 表示方法を変更した場合には、その内容
- (3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

69. 注記する会計方針の例としては次のものがある。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (5) 引当金の計上根拠及び計上基準
- (6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- (7) 消費税等の会計処理
- (8) その他財務諸表作成のための基本となる事項

70. 表示方法とは、公益法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を示すために採用した表示の方法（注記による開示を含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

71. 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

#### 重要な後発事象の注記

72. 財務諸表には、その作成日までに発生した重要な後発事象（貸借対照表日後に発生した事象で、次期以降の財政状態及び活動運営状況に影響を及ぼすものをいう。以下同）を注記する。

73. 重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- (1) 主要な業務の開始又は廃止
- (2) 国又は地方公共団体からの補助金交付、寄付者からの寄付金交付の重大な変更
- (3) 火災、出水等による重大な損害の発生

固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項の注記

74. 重要性にかかわらず記載する事項としては、以下のものがある。

- (1) 貸借対照表会計区分別内訳

- (2) 資産及び負債の状況
- (3) 活動計算書財源区分別内訳
- (4) 活動計算書会計区分及び事業区分別内訳
- (5) 事業費及び管理費の形態別区分

75. 注記すべき事項が発生した場合に記載する事項としては、以下のものがある。

- (1) 継続組織の前提に関する注記
- (2) 使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額及び残高
- (4) 担保に供している資産
- (5) 保証債務等の偶発債務
- (6) 引当金の内訳と増減額及び残高
- (7) 補助金等の内訳、交付者と増減額及び残高
- (8) 指定純資産の内訳と増減額及び残高
- (9) 指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び使用見込み
- (10) 基金の増減額及び残高
- (11) 代替基金の増減額及び残高
- (12) 純資産間の振替額
- (13) キャッシュ・フロー計算書の注記
- (14) 重要な後発事象

76. 項目に重要性がある場合に記載する事項としては、以下のものがある。なお、対象となる会計事象や取引が存在していても、財務諸表利用者にとって金額的側面や質的側面から重要性が乏しいと判断される場合には、記載を省略することができる。

- (1) 資産に係る引当金を直接控除した場合の各資産の資産項目別の引当金の金額
- (2) 借入金の内訳と増減額及び残高
- (3) 資産除去債務に関する注記
- (4) 退職給付債務に関する注記
- (5) 関係会社（子会社及び関連会社）に対する金銭債権又は金銭債務
- (6) 固定資産の減損損失に関する注記
- (7) 税効果会計に関する注記
- (8) リース取引に関する注記
- (9) 金融商品の状況に関する注記
- (10) 賃貸等不動産の時価等に関する注記
- (11) 関連当事者との取引の内容
- (12) その他公益法人の資産、負債及び純資産の状態並びに純資産増減の状況を明らかにするために必要な事項

## 第二十七条 (追加情報の注記)

(追加情報の注記)

**第二十七条** この節に定めるもののほか、公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、計算書類に注記しなければならない。

### 1. 本条の内容

本条は、前条のほか、公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項を計算書類に注記することを要請している。

具体的な内容については、公益法人会計基準を参考に今後、検討を進めていく予定である。

## 第二十八条 (効力発生日の貸借対照表)

(効力発生日の貸借対照表)

**第二十八条** 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成すべき貸借対照表は、限定責任信託の効力が生じた日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

### 1. 本条の内容

信託法第 222 条第 3 項においては、限定責任信託の効力発生日の貸借対照表の作成を求めており、本条では、その作成に当たっては、会計帳簿に基づき作成しなければならない旨を規定している。

## 第二十九条 (各信託事務年度に係る計算書類)

(各信託事務年度に係る計算書類)

**第二十九条** 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該信託事務年度の前信託事務年度の末日の翌日（当該信託事務年度の前信託事務年度がない場合にあつては、限定責任公益信託の効力が生じた日）から当該信託事務年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年を超えることができない。

2 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該信託事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

### 1. 本条の内容

本条は、第 1 項で各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間について規定し、第 2 項で当該計算書類等について会計帳簿に基づくべきことを規定している。計算期間等の作成に係る期間については、信託行為において任意に設定することができるが、①当該信託事務年度の前信託事務年度の末日の翌日（当該信託事務年度の前信託事務年度がない場合にあつては、効力が生じた日）から当該信託事務年度の末日までの期間とすること、当該期間は、1 年を超えることができないことを定めている。

(第二目 計算書類等)

### 第三十条 (貸借対照表の区分)

(貸借対照表の区分)

第三十条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

2 資産の部は、流動資産、固定資産その他の適当な項目に細分しなければならない。

3 負債の部は、流動負債、固定負債その他の適当な項目に細分しなければならない。

4 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区別しなければならない。ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区別しないことができる。

#### 1. 本条の概要

本条は、公益信託の貸借対照表の区分について定めている。第1項から第3項までについては、公益信託でない限定責任信託の規定と同様であるが、第4項（純資産の区分）については、公益法人の貸借対照表と同様に、純資産を指定純資産及び一般純資産に区別することを定めつつ、信託財産に属する財産に固定資産が含まれることが見込まれない場合は当該区分を任意とする旨を定めている（第5項）。

#### 2. 内容

第4項は、公益信託の純資産について、原則として指定純資産と一般純資産に区別しなければならないことを規定している。公益法人の貸借対照表については、公益法人認定規則第49条において、指定純資産と一般純資産の区分を義務付けている。指定純資産とは、寄附者等の意思により用途が特定された純資産であり、一般純資産とは公益法人（公益信託の場合は受託者）の意思で用途を決めることができる純資産である。公益法人会計の重要な側面の一つは、どのような寄附を受け入れたのか、それらの寄附をどのように使用したのかを明らかにすると同時に、寄附者等との約束で用途が定められている純資産がどのくらいあるかを報告することであり、その観点から、純資産について指定純資産と一般純資産を区分することが要請されている。それに伴い、損益計算書についても、その注記において財源別内訳の記載が義務付けられている。

上記の趣旨は公益信託にも同様に妥当すると考えられるものの、公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とするものとされており、委託者からの信託及び第三者からの寄附が事務の財源の太宗を占めると考えられるところ、それらの資源提供の用途制約が明確である場合等、必ずしも財源の指定有無を区別して表記する必要がないことも考えられる。また、多様な受託者において、受託者固有の会計と全く異なる会計処理を求めることは受託者の負担となり、公益信託の活用を大きく阻害することになること等から、会計処理については、信託行為等に定められた公益信託の事務の内容・規模・信託財産の種類に見合った形で可能な限り簡素化をすることが求められる。そのため、同項ただし書において、信託財産に属する

財産に減価償却資産が含まれることが見込まれない公益信託については、貸借対照表上の純資産の区分を任意として定めている。なお、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれる公益信託について純資産の区分を必須としているのは、当該減価償却資産に係る減価償却費等の費用とその他の費用の財源の区別が要請されることによる。

純資産の区分を行わない公益信託として想定されるのは、信託・寄附により受け入れた（信託・寄附により受け入れた金銭により取得した）投資有価証券を信託財産とし、その運用益により助成事務を行うもの等が考えられる。なお、ここでの「減価償却資産が含まれることが見込まれないとき」については、重要性の原則に照らして判断され得るものと考えられる。

## ○公益法人認定規則

### （財産目録の区分）

第四十九条 法第二十一条第二項第一号の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、負債の部は、適当な項目に細分することができる。

一 資産の部

二 負債の部

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、第三十六条第三項各号に掲げる財産については第四十条の方法により表示しなければならない。

4 資産の部の各項目は、第四十二条第一項に規定する各経理単位の内訳を表示しなければならない。

5 公益法人が一般社団・財団法人法第二百二十三条（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成する貸借対照表については、第一項から第三項までの規定の例による。この場合において、純資産の部については、次に掲げる項目に区分するものとする。

一 基金

二 指定純資産

三 一般純資産

6 貸借対照表において、第一項から第四項までの規定により財産目録に表示すべき事項を表示しているときは、その表示をもって財産目録とみなすことができる。

### **第三十一条** （損益計算書の区分）

（損益計算書の区分）

**第三十一条** 損益計算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。

- 一 経常収益
- 二 事業費
- 三 管理費
- 四 経常外収益
- 五 経常外費用

2 前項第四号及び第五号に掲げる区分については、経常外収益又は経常外費用を示す適当な名称を付することができる。

3 損益計算書の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。

#### 1. 本条の内容

本条は、損益計算書の区分について規定している。公益信託については、公益事務を行うことのみを行うことを目的としているものの、計算書類の作成、行政庁への認可申請、書類提出等一定の管理コストが発生することが見込まれる中、公益事務のための費用と管理のための費用を区分し表記することで、当該公益信託が管理コストを過度に要するような費用倒れの状況になっていないかを把握する必要がある。そのため、信託計算規則第 21 条の規定を見直し、公益法人認定規則第 48 条を参考に、経常費用について事業費と管理費を区分することを要請している。

### **第三十二条** （附属明細書）

（附属明細書）

**第三十二条** 各信託事務年度に係る計算書類の附属明細書には、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

#### 1. 本条の内容

本条は、貸借対照表及び損益計算書について作成する附属明細書について、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示することを要請している。

(第三目 信託概況報告)

### 第三十三条

#### 第三目 信託概況報告

**第三十三条** 信託概況報告は、当該限定責任公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。

2 信託概況報告の附属明細書は、信託概況報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

#### 1. 本条の内容

本条は、信託概況報告の作成について定めている。信託概況報告は公益法人における事業報告に相当するものとして、全ての公益信託の受託者に作成を求めるものである。

(第三款 清算中の信託の特例)

### 第三十四条 (総則)

(総則)

**第三十四条** 第二十四条第一項の規定にかかわらず、信託法第二百二十二条第四項の規定により公益信託の清算受託者が作成すべきものについては、この款に定めるところによる。

#### 1. 本条の内容

本条以下では、公益信託の清算に際し、清算受託者が作成すべき計算書類について定めている。

### 第三十五条 (財産目録)

(財産目録)

**第三十五条** 公益信託の清算受託者は、公益信託の清算が開始したときは、遅滞なく、信託法第一百七十五条に規定する場合に該当することとなった日（以下この款において「清算開始の日」という。）における財産目録を作成しなければならない。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、清算開始の日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算中の公益信託の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

#### 1. 本条の内容

本条は、公益信託の清算に際し、清算受託者が作成すべき財産目録について定めている。なお、ここで用語を会社法施行規則第144条、一社法施行規則第69条と同様に「正味資産の部」とし、貸借対照表の「純資産の部」と用語を異にしているが、これは、財産目録における「正味資産」が「資産」と「負債」の差額を表示するだけのものであるのに対し、「純資産」は、「資産」でも「負債」でもない項目を含めるべき部であるという違いがあることによるものである。

### **第三十六条**（清算開始時の貸借対照表）

（清算開始時の貸借対照表）

**第三十六条** 公益信託の清算受託者は、公益信託の清算が開始したときは、遅滞なく、清算開始の日における貸借対照表を、財産目録に基づき作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

3 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

#### 1. 本条の内容

本条は、公益信託の清算に際し、清算受託者が作成すべき貸借対照表について定めるものである。

### **第三十七条**（各清算事務年度に係る貸借対照表）

（各清算事務年度に係る貸借対照表）

**第三十七条** 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度（清算開始の日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合にあつては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。以下この節において同じ。）に係る貸借対照表を、会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。

3 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書を作成しなければならない。

4 前項の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

#### 1. 本条の内容

本条は、前条の規定に加え、清算開始の日の翌日から始まる1年を清算事務年度と定め、その清算事務年度末の貸借対照表の作成について規定している。

### **第三十八条** （各清算事務年度に係る事務報告）

（各清算事務年度に係る事務報告）

**第三十八条** 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書を作成しなければならない。

- 2 前項の事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。
- 3 第一項の附属明細書は、同項の事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

#### 1. 本条の内容

本条は、公益信託の清算に際し、清算受託者が作成すべき事務報告及びその附属明細書について定めるものである。